

地域子育て支援拠点愛らんど
及び一時預かり保育室
事業者選定プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）2月
横須賀市

1 目的

この要領は、横須賀市（以下、「本市」という。）が市内で展開する「愛らんど」及び「一時預かり保育室」のうち、「愛らんどウェルシティ・ウェルシティ一時預かり保育室」及び「愛らんどよこすか・すくすくかん一時預かり保育室」の運營業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定めたものです。

選考は案件ごとに行います。プロポーザル参加希望者は、希望する案件を選択してお申し込みください。

2 委託名

案件①：地域子育て支援拠点「愛らんどウェルシティ」及び「ウェルシティ一時預かり保育室」運營業務委託

案件②：地域子育て支援拠点「愛らんどよこすか」及び「すくすくかん一時預かり保育室」運營業務委託

3 事業内容

案件①：地域子育て支援拠点「愛らんどウェルシティ」及び「ウェルシティ一時預かり保育室」運營業務委託事業仕様書（長期継続契約）のとおり（仕様書①）

案件②：地域子育て支援拠点「愛らんどよこすか」及び「すくすくかん一時預かり保育室」運營業務委託事業仕様書（長期継続契約）のとおり（仕様書②）

4 契約期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで（3年間）

5 委託料の上限金額（1か月、非課税）

	愛らんど	一時預かり保育室	合計
案件①	750,000円	1,400,000円	2,150,000円
案件②	1,240,000円	1,680,000円	2,920,000円

(留意事項)

本業務は、令和7年8月委託開始の業務であり、同年3月の本市議会定例議会において本業務に係る令和7年度予算が議決された時点で、業務委託が行われることが決定します。

そのため、予算が議決されなかった場合には、契約を締結しないものとします。その場合、それまでに要した費用については、プロポーザル参加事業者（以下、「参加事業者」という。）の負担となります。

また、本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、各仕様書に示された事業規模が縮小される場合があります。その際、参加事業者の損害発生に対して、本市は一切責任を負いません。

6 事務局（書類の提出先及び問い合わせ先）

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（保育係）

所在地：神奈川県横須賀市小川町16番地はぐくみかん5階②番窓口

（郵送の場合は、〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地）

電話：046-822-9003（直通）

（対応時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

E-mail：cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

担当：小野、和田

7 選考方法

(1) 1次選考「企画提案審査」

参加事業者から提出のあった企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、評価します。

(2) 2次選考「競争見積もり合わせ」

1次選考を通過した参加事業者で競争見積もり合わせを行い、最も低い金額を提示した参加事業者を本業務の契約候補者として選定します。

8 参加資格要件

参加事業者は、次に掲げる要件を満たす者とします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ②法人格を有していること。
- ③納付すべき市税等を滞納していないこと。
- ④横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当していな

いこと。

9 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおりです。

	内 容	期日等
1	公告・実施要領等の提示	令和7年2月3日（月）
2	質問受付期限	令和7年2月17日（月）17時
3	質問・回答の公表	令和7年2月19日（水）
4	参加申込書等の提出期限	令和7年2月25日（火）17時
5	参加資格審査確認結果の通知	令和7年3月5日（水）
6	企画提案書の提出期限	令和7年3月25日（火）17時
7	1次選考「企画提案審査」の実施	令和7年3月27日（木）
8	1次選考結果の通知	令和7年3月31日（月）
9	見積書の提出期限	令和7年4月7日（月）10時
10	2次選考「競争見積もり合わせ」の実施	令和7年4月7日（月）10時
11	2次選考結果の通知	令和7年4月8日（火）
12	事業者選定	令和7年4月9日（水）
13	委託契約締結	令和7年6月頃

10 質問の受付・回答

（1）質問の受付

本プロポーザルや本業務に関する質問がある場合は、様式1「質問書」を電子メールに添付して以下の提出先アドレスに送付してください。

①提出先 cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

※なお、電子メールの件名は「地域子育て支援拠点愛らんど・一時預かり保育室事業者選定プロポーザル質問書 事業者名」としてください。

また、電子メール送付後、受信確認のため事務局担当まで電話連絡をしてください。

②提出期限 令和7年2月17日（月）17時

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、次により行います。

①回答方法 質問者に電子メールで回答します。

②回答期限 質問を受け付けた日の翌日から起算（土日祝日を除く）して2日以内に回答します。

(3) 質問及び回答の公表

- ①公表方法 期限内に受け付けた全ての質問及びその回答を、質問者名を伏して、本市ホームページに公表します。
- ②公表日 令和7年2月19日（水）
- ③その他
 - ・質問受付期限後の質問、電話や来訪等の口頭による質問は、理由の如何を問わず受け付けません。
 - ・質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。
 - ・事業者が特定できるような質問については、非公表とする場合があります。
 - ・回答と併せて、全参加者に対して補足説明等をする場合があります。

11 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

参加資格要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類を提出してください。

- ①提出書類
 - ア 様式2「参加申込書」
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 市税等に関して未納のないことについての証明書（市区町村発行のもの）
 - エ 暴力団排除に関する宣誓書兼同意書

※かながわ電子入札共同システムに登録し、令和7年2月1日現在で横須賀市競争入札参加資格を有する場合は、イ～エの提出は不要です。参加申込書提出時に同システムの登録申請中である場合は、申請中であることを証する申請受理の通知メール等の写しを添付してください。
- ②提出部数 各1部
- ③提出方法 持参又は郵送
 - ※郵送の場合はその旨の電話連絡もお願いします。
- ④提出期限 令和7年2月25日（火）17時
- ⑤提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（保育係）
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

(2) 参加資格審査確認結果の通知

参加申込書等の提出した事業者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、次のとおり結果を通知します。

- ①通知方法 参加申込書に記載された電子メールアドレス宛通知
- ②通知日 令和7年3月5日(水)

12 1次選考「企画提案審査」

1次選考は、参加事業者から提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションにより審査、採点をします。

審査は、地域子育て支援拠点愛らんど・一時預かり保育室事業者選考職員が公正かつ厳正に行います。審査員は、参加事業者の提案を評価項目ごとに評価基準に基づき採点をします。

(1) 企画提案書の提出方法等

様式3「企画提案書」、様式4「企画提案内容」及び様式5「業務実績調書」により企画提案書を作成してください。

①提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合はその旨の電話連絡もお願いします。

②提出期限 令和7年3月25日(火)17時

③提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課(保育係)
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

④提出部数 社名の入ったもの 1部
社名のないもの 4部

⑤企画提案書(様式4)の内容

- ・記載する内容が枠内に収まらない場合は行を追加してください。
- ・必ず記載する内容の記載がなかった場合でも失格とはなりません。減点対象となりますので注意してください。
- ・予定金額内で実現可能な内容を記載してください。
- ・提案内容は、あくまでも事業者の選考を目的としたものになります。必ずしも当該事業の運営方法に100%反映することを担保するものではありません。
- ・提案内容に会社名、ロゴマークなど参加者を特定できる表記は一切しないでください。

⑥その他

- ・提出期限後の企画提案書の差し替えはできません。内容を十分精査して提出してください。

- ・提出期限までに企画提案書が提出されない場合、本プロポーザルの参加を辞退したものとします。
- ・企画提案書は、横須賀市情報公開条例（平成13年条例第4号）に基づく公文書公開請求の対象となりますのでご承知おきください。

（2）プレゼンテーション

- ①日時 令和7年3月27日（木）の指定する時間
- ②場所 はぐくみかん5階 会議室4（予定）
- ③実施方法

- ア プレゼンテーションへの参加は各参加事業者5名以内とします。
- イ プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに説明していただきます。その際、企画提案書の補足説明資料の配付は認めますが、企画提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。補足説明資料を配布する場合は5部用意してください。
- ウ プレゼンテーションの際、パソコンを使用しモニターに投影する方法も可とします。使用を希望する場合は、企画提案書提出期限までに事務局までご連絡ください。
- エ 実施日時については、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛通知します。
- オ 実施時間については、1参加事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑10分程度）を予定しています。複数案件の参加申込をした参加事業者は、60分程度（プレゼンテーション30分以内、質疑応答30分程度）を予定しています。
- カ 受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。なお、交通事情など、やむを得ない事由が発生した場合は、受付時間までに事務局に電話連絡をしてください。遅延証明等、その事由を証明する書面の提出により、実施時間を変更します。
- キ 審査は、選考職員が公正かつ厳正に行います。
- ク 質疑応答終了後の回答内容の変更は不可とします。

(3) 評価項目及び評価基準

別表「評価基準及び評価点表」のとおり

(4) 1次選考通過者

1次選考で最も高い評価点の参加事業者及び最も高い評価点の90%以上（端数があった場合は、小数第1位を四捨五入）の評価点であった参加事業者を1次選考通過者とします。

ただし、評価点が満点の50%に満たない場合は、1次選考通過者として選定しません。

(5) 1次選考結果の通知

1次選考参加事業者に対して、次のとおり結果を通知します。

※通知には参加事業者自身の評価点及び1次選考通過基準点を記載します。

①通知方法 参加申込書に記載された電子メールアドレス宛通知

②通知日 令和7年3月31日（月）

13 2次選考「競争見積もり合わせ」

2次選考は、1次選考を通過した参加事業者による競争見積もり合わせにより行います。

(1) 見積書の提出方法等

様式6「見積書」により見積書を作成してください。

①提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合はその旨の電話連絡もお願いします。

②提出期限 令和7年4月7日（月）10時

③提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（保育係）
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

④提出部数 1部

※任意の封筒に封入封緘の上、割印（見積書に押印した代表者印と同印）をして提出してください。

※封筒には、どの委託の見積書かわかるよう「「委託名」見積書在中」及び「称号又は名称」を記入してください。なお、複数の案件の見積書を提出する場合は、案件ごとに当該見積書の入った封筒を作成してください。

⑤その他 ・仕様書及び様式6の特記事項を確認の上、見積金額を記載してください。

- ・記載漏れや記載誤りがないか確認をし、A4用紙に出力して提出してください。
- ・代表者印を押印してください。代表者印がない場合は、無効となります。
- ・見積書提出後の差し替えは認めません。
- ・提出期限までに見積書が提出されない場合、2次選考を辞退したものとします。

(2) 見積もり合わせ

- ①日時 令和7年4月7日(月)10時
- ②場所 はぐくみかん5階 会議室4(予定)
- ③立ち会い 2次選考参加事業者は、任意で立ち会うことができます。立ち会いを希望する場合、実施日時の5分前に上記場所へお越しください。

(3) 契約候補者の選定方法

- 1次選考を通過した参加事業者で見積もり合わせを行い、見積もり金額が最も低い金額だった参加事業者を契約候補者として決定します。
- ただし、同額の見積書を提出した参加事業者が2者以上いる場合は、1次選考における評価点数が最も高い参加者を契約候補者として決定します。
- なお、評価点数も同点であった場合は、くじ引きにより決定します。

(4) 2次選考結果の通知

- 2次選考参加事業者に対して、次のとおり結果を通知します。
- ①通知方法 参加申込書に記載された電子メールアドレス宛通知
 - ②通知日 令和7年4月8日(火)

14 契約の締結

本プロポーザルで、契約候補者となった者は、令和7年4月9日(水)以降に、本市と随意契約を締結するものとします。

なお、契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。

※契約候補者との協議が整わない場合、業務を遂行できないと認められる場合又は契約までの間に資格要件を満たさなくなった場合においては、次点者と協議の上、契約を締結する場合があります。

15 プロポーザル結果の公表

令和7年4月8日（火）以降に、本プロポーザルの結果を本市ホームページで公表します。

なお、公表内容には、以下の項目が含まれます。

(1) 1次選考

1次選考参加者の参加者記号及び評価点

(記載例)

事業者A社 評価点〇点、事業者B社 評価点△点

(2) 2次選考

契約候補者の事業者名（商号又は名称）及び見積金額

16 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については、契約を取り消します。

- ①参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- ②参加申し込みをしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ⑤見積書において、予定金額を超える額を提示した場合
- ⑥その他、実施要領に違反した場合

(2) 参加辞退

参加事業者は、参加申込書を提出した後でも見積書の提出期限までは参加を辞退することができます。参加を辞退する場合は速やかに様式7「参加辞退届」を事務局宛提出してください。

なお、参加辞退者に対して、本市が以後実施するプロポーザルにおいて不利益な扱いをすることはありません。

(3) 提出書類

- ①提出書類は、理由の如何を問わず返却できません。
- ②提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ③提出書類は、本プロポーザル以外の目的には無断で使用しないものと

します。

(4) 費用負担

本プロポーザルに参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(5) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(6) その他

本要領に記載のない事項については、横須賀市契約規則、入札心得に準じます。参加に当たっては精読し、理解の上、ご参加ください。